

令和6年度運営指導結果の概要（介護老人福祉施設）
（併設の短期入所生活介護を含む。）

長野県健康福祉部
地域福祉課福祉監査担当

1 実施結果

区分	実施数 ①	うち	指摘件数	文書指摘割合 (%) ②/①
		文書指摘 ②		
R6年度	42	35	145	83.3
R5年度	46	25	58	54.3

2 主な文書指摘事項

指摘事項	件数	割合(%)
報酬・各種加算の算定誤り、不備	57	39.3
施設サービス計画等の作成が不十分	18	12.4
口腔衛生の管理等が不適切	12	8.3
特例的な入所の管理が不適切	12	8.3
非常災害対策が不十分	10	6.9
身体拘束等の適正化に向けた取組が不十分	7	4.8
栄養管理が不適切	6	4.1
預り金の管理が不適切	5	3.4
事故発生の防止等の取組が不十分	3	2.1
衛生管理等が不適切	3	2.1
その他	12	8.3
計	145	100.0

【指導事例】

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）

入所日の属する月に算定していた事例がありました。

当該加算は、褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たす施設において、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価の結果、施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、施設入所日の属する月の翌月以降に評価を実施し、褥瘡の発生がない場合に算定することができます。

・ 加算算定要件の確認の不備

日常生活継続支援加算について、算定日の属する月の前6か月間又は前12か

月間における新規入所者の総数における一定の者の占める割合が所定の割合以上であることを毎月確認していない事例、サービス提供体制強化加算の算定要件である介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合等について、前年度（3月を除く。）の平均が要件を満たしているか確認していない事例がありました。

○ **施設サービス計画等の作成が不十分**

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議等により、他の従業者の専門的な見地からの意見を聴かなければならないが、意見を聴取していることが確認できない事例がありました。

○ **口腔衛生の管理が不適切**

介護職員等は入所者の施設入所時及び月1回程度の口腔の健康状態の評価を実施しなければなりません。評価の実施を確認できない事例がありました。

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生等の実態の把握や介護職員からの相談等を踏まえ、施設の実状に応じて年2回、口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を行わなければなりません。助言・指導を確認できない事例がありました。

○ **特例的な入所の管理が不適切**

要介護度1又は2の入所申込者の特例入所を決定する場合、市町村への意見照会及び入所検討委員会を開催しなければなりません。養護介護度が3以上から2以下に変更になった場合において市町村への意見照会及び入所検討委員会の開催が確認できない事例がありました。

○ **非常災害対策が不十分**

消火訓練及び避難訓練の実施回数が、消防法施行規則で定める回数に不足していた事例がありました。

特別養護老人ホームの防火管理者は、消防計画に基づいて消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければなりません。

また、土砂災害防止法及び水防法により、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において、避難確保計画に基づく避難訓練を実施していない事例がありました。

要配慮利用者施設の所有者又は管理者は、避難確保計画に定めるところにより利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければなりません。